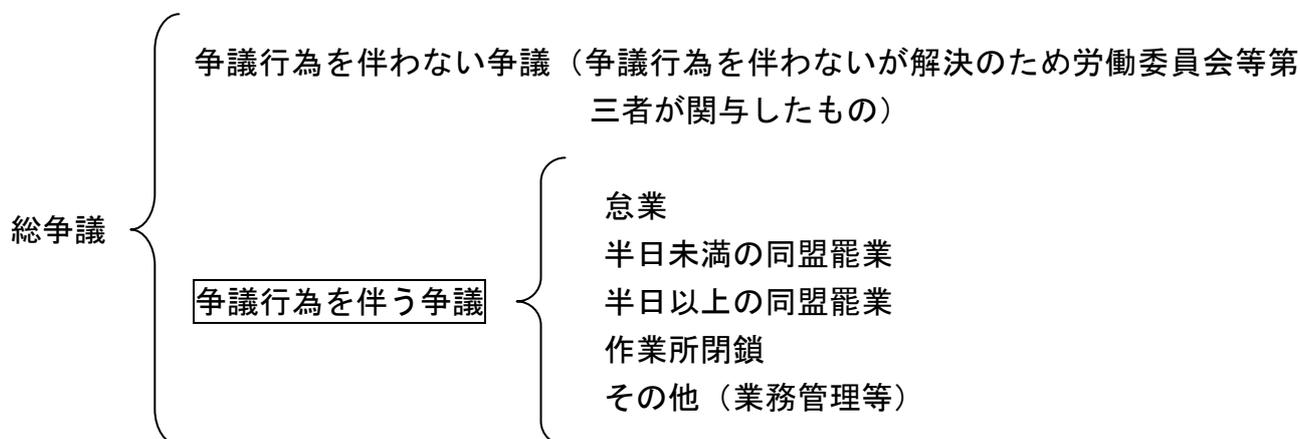


労働争議の種類

1. 労働争議の定義

厚生労働省の「労働争議統計調査」では、調査の対象となるすべての労働争議を総争議といい、これを大別して争議行為を伴う争議と争議行為を伴わない争議（争議行為を伴わないが解決のため労働委員会等第三者が関与したもの）とに分けている。



2. 争議行為の形態

(1) 同盟罷業（ストライキ）

- ・ ストライキは、争議行為のうち最も典型的なもので、労働組合の統制の下に労働者が労働力の提供を拒否する行為。
- ・ 通常、労働組合がストライキを行う場合は、事前にストライキを行うかどうかについて組合員の意志を確認する（スト権の確立投票）。スト権の確立は、組合員又は組合員の直接無記名投票によって選挙された代議員の直接無記名投票の過半数による決定を経なければ開始することができない（労働組合法第5条第2項第8号）。
- ・ ストライキには、組合員全員が参加する全面ストと組合が一部の組合員のみに行わせる部分スト及び部分ストの特殊なものとして、組合がストに直接参加する組合員を個々に指名する指名ストがある。また、時間的範囲によって、無期限スト、時限スト、波状ストなどといわれる。

(2) 怠業

- ・ 労働者が団結して労働力を質的・量的に不完全な状態で提供する行為をいう。一応労務が提供されている点でストライキと区別される。
- ・ 怠業には、労働の能率を低下させることにとどまる消極的な怠業（スローダウン）と、不完全な労務の提供により故意に廃品を作ったり、生産設備に損傷を与えたりする積極的な怠業（サボタージュ）がある。
- ・ 業務に関連する法令を遵守すると称して形式的、杓子定規に業務を行い、意識的、かつ、故意に業務の運営を阻害し、あるいは勤務能率を低下させる遵法闘争は、怠業に該当する。

(3) 生産管理

- ・ 労働組合が、使用者の意思に反し、企業の施設器材の全部又は一部を事実上自己の支配下に置き、これに対する使用者の支配を排除して企業の管理運営を行う行為。

(4) 職場占拠

- ・ ストライキなどに際して、単に労務の提供を拒否するだけでなく、座り込みなどの方法によって職場を占拠する行為。

(5) ピケティング

- ・ 争議中の労働組合が、スト破りを防ぐために組合員が職場を見張って他の労働者を入れさせないようにし、ストライキなどの実効性を確保する行為。

3. 使用者の争議行為（ロック・アウト）

- ・ ロック・アウト（作業所閉鎖）とは、使用者が作業所を閉鎖して、労働者の提供する労務の受け入れを拒否する行為。ロック・アウトが正当である場合には、使用者は賃金支払義務を免れることができる。

4. 争議行為の正当性

正当な争議行為は、刑事上の免責及び民事上の免責が与えられ、加えて不当労働行為制度による保護も与えられる（労働組合法第8条）。いかなる争議行為等をもって正当とするかは、目的、手段、方法などについて具体的に個々に判断される。

<民間労働者においても正当性が認められない行為>

○山猫スト

組合員の一部集団が、組合所定機関の承認を得ないで独自に行うストライキ

○政治スト

国又は地方公共団体の機関を直接の名宛人として、労働者の特定の政治的主張の示威又は貫徹を目的として行うストライキ

○同情スト（支援スト）

労働者が自己の労働関係についての要求を提起せずに、既に使用者と争議状態にある他の労働者の要求の実現を支援する目的で遂行するストライキ

○団体交渉を経ない争議行為

○予告を経ない争議行為

○平和義務・平和条項違反の争議行為

※平和義務 協約当事者が労働協約の有効期間中に当該労働協約で既定（解決済み）の事項の改廃を目的として争議行為を行わない義務のこと

※平和条項 労使間で紛争が生じた場合に一定の手続（一定期間の協議、あっせん、調停、予告など）を経なければ争議行為に訴えないことを定める協定のこと

総争議、争議行為を伴う争議、
半日以上の同盟罷業、半日未満の同盟罷業の件数の推移

年	総争議	争議行為を伴う争議	半日以上の同盟罷業	半日未満の同盟罷業
	件	件	件	件
昭和 32年	1,680	999	810	-
33	1,864	1,247	887	-
34	1,709	1,193	872	-
35	2,222	1,707	1,053	-
36	2,483	1,788	1,386	-
37	2,287	1,696	1,283	-
38	2,016	1,421	1,068	597
39	2,422	1,754	1,220	667
40	3,051	2,359	1,527	871
41	3,687	2,845	1,239	1,452
42	3,024	2,284	1,204	1,403
43	3,882	3,167	1,537	2,021
44	5,283	4,482	1,776	3,282
45	4,551	3,783	2,256	2,356
46	6,861	6,082	2,515	4,653
47	5,808	4,996	2,489	3,531
48	9,459	8,720	3,320	6,667
49	10,462	9,581	5,197	6,378
50	8,435	7,574	3,385	5,475
51	7,974	7,240	2,715	5,717
52	6,060	5,533	1,707	4,522
53	5,416	4,852	1,512	3,887
54	4,026	3,492	1,151	2,743
55	4,376	3,737	1,128	3,038
56	7,660	7,034	950	6,440
57	7,477	6,779	941	6,171
58	5,562	4,814	889	4,248
59	4,480	3,855	594	3,475
60	4,826	4,230	625	3,834
61	2,002	1,439	619	1,031
62	1,839	1,202	473	904
63	1,879	1,347	496	1,031
平成 元	1,868	1,433	359	1,240
2	2,071	1,698	283	1,533
3	1,292	935	308	730
4	1,138	788	261	640
5	1,084	657	251	500
6	1,136	628	229	486
7	1,200	685	208	549
8	1,240	695	189	568
9	1,334	782	176	655
10	1,164	526	145	441
11	1,102	419	152	301
12	958	305	117	216
13	884	246	89	176
14	1,002	304	74	253
15	872	174	47	145
16	737	173	51	142
17	708	129	50	99
18	662	111	46	82
19	636	156	54	118
20	657	112	52	80
21	780	92	48	59

注：1) 平成21年と調査項目の定義が同一で比較可能な昭和32年以降の数値を掲載した。

2) 昭和37年以前は、半日未満の同盟罷業は調査していない。

3) 昭和47年以前については沖縄県の方は含まれていない。

出所：厚生労働省「労働争議統計調査」

最近の公益事業の労働争議件数

(参考)

	労働争議の種類							計	
	運輸業	郵便局・情報通信業	電気・ガス・熱供給・水道業	医療・福祉	計	国家公務	地方公務		
2003年	112	69	5	134	320	0	54		
	総争議 (うち争議行為)	12	31	0	34	0	42		
2004年	108	44	5	117	274	0	45		
	総争議 (うち争議行為)	12	19	1	34	0	27		
2005年	92	53	4	137	286	0	31		
	総争議 (うち争議行為)	11	19	0	38	0	10		
2006年	102	55	6	120	283	0	15		
	総争議 (うち争議行為)	24	16	1	29	0	2		
2007年	72	68	2	117	259	0	16		
	総争議 (うち争議行為)	18	42	0	36	0	5		
2008年	97	66	1	96	260	0	11		
	総争議 (うち争議行為)	22	26	0	22	0	1		
2009年	122	92	4	74	292	0	9		
	総争議 (うち争議行為)	14	24	0	20	0	0		

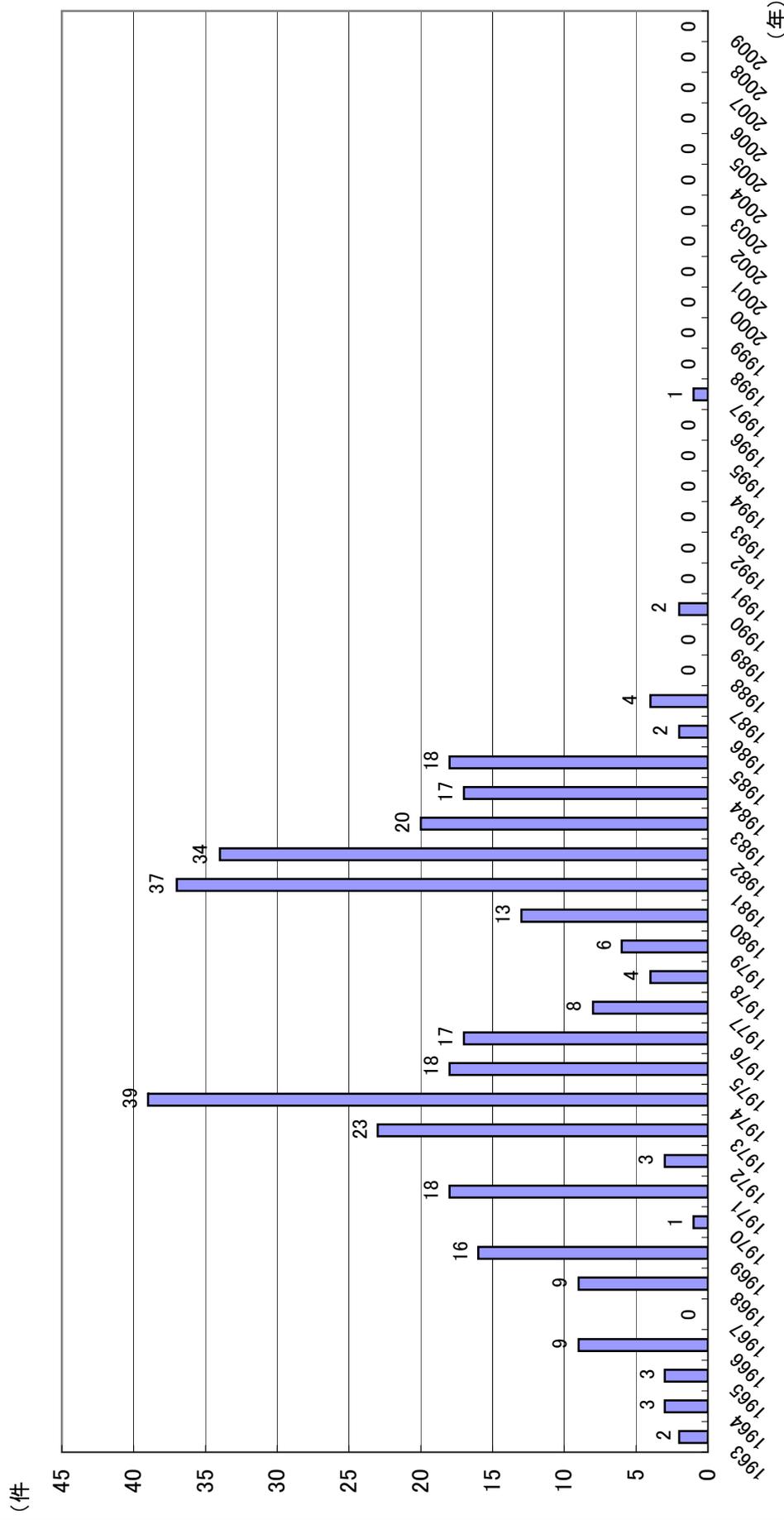
(注3) 公務員の争議権数等については5頁以降を参照のこと。

(出所) 厚生労働省「労働争議統計調査」

(注1) 労働争議には、争議行為以外に、争議行為を伴わないが解決のため労働委員会等第三者機関が関与したものを含む。

(注2) 運輸業は2009年調査から郵便業(信書便事業を含む)を加え、「運輸業・郵便業」に変更。2009年については郵便業の総争議が20件、うち争議行為を伴う争議が1件となっている。

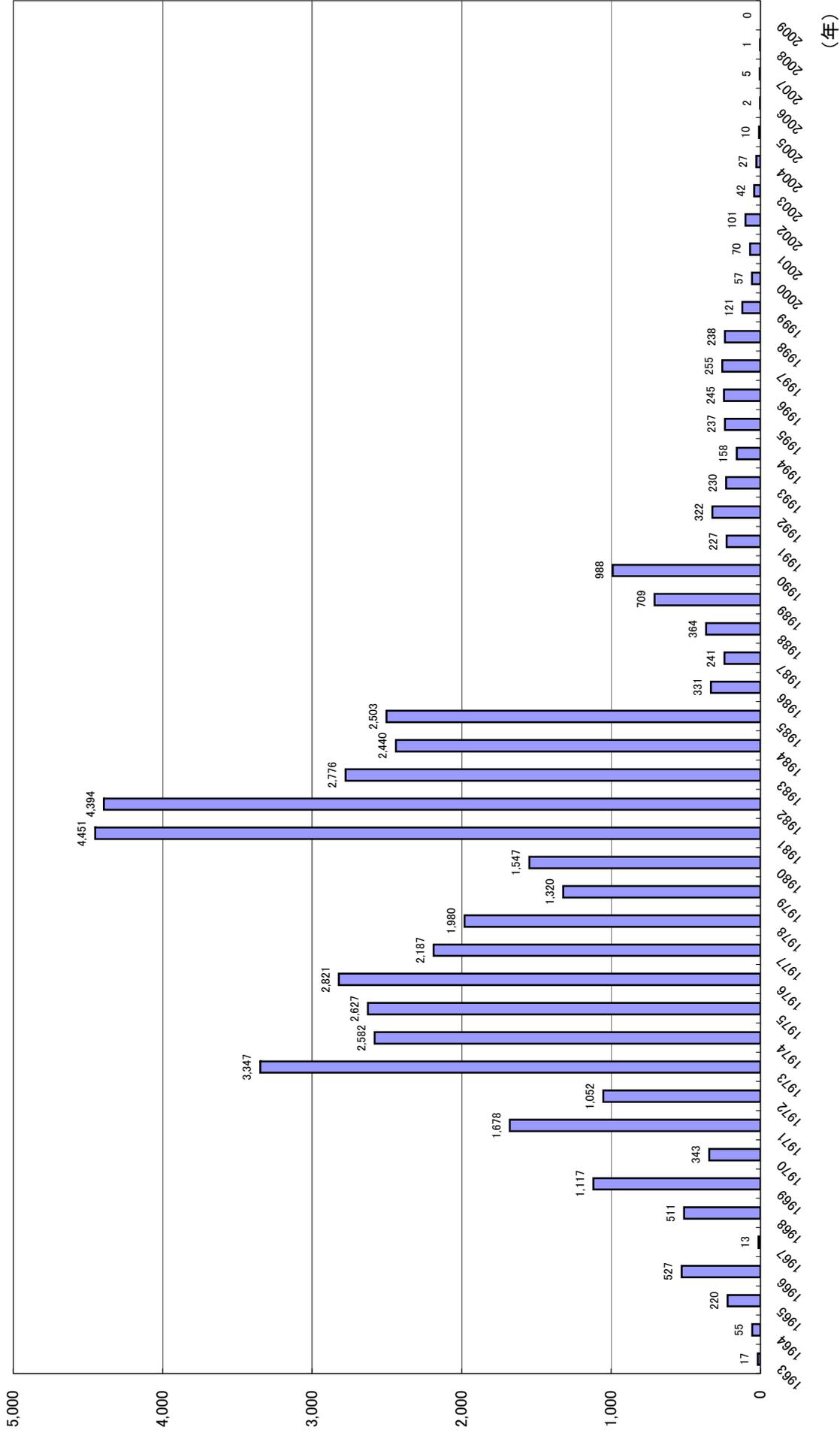
国家公務員による争議行為を伴う争議件数



出所：厚生労働省「労働争議統計調査」より、産業種類別の争議件数のうち「国家公務」の分類の数値を抽出して作成。
 ※1 本調査の産業分類は、「日本標準産業分類」による。
 ※2 本調査は、各都道府県労政主管課及び労政主管事務所、中央労働委員会等の報告を集計したものである。

地方公務員による争議行為を伴う争議件数

(件数)



出所：厚生労働省「争議統計調査」より、産業種類別の「地方公務」の分類の数値を抽出して作成。

【国家公務員】 違法な職員団体活動を理由とする懲戒処分数の推移

(人事院年次報告書より)

年	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975
人数	7,894	190	33,206	8,420	2,046	6,199	11,680	9,235	22,632	35,014	13,274	2,719	2,399
年	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988
人数	29,774	1,497	9,993	3,638	674	1,255	1,313	1,059	894	1,228	118	97	3
年	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
人数	1	1	1	174	1	2	0	0	0	4	0	0	0
年	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009					
人数	0	0	0	0	0	0	0	0					

* 暦年で集計している。

【地方公務員】 違法な職員組合活動を理由とする懲戒処分者数の推移

(総務省「地方公務員の分限処分者数、懲戒処分者数及び刑事処分者数に関する調」より)

年度	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975
人数	—	—	—	64,862	24,970	41,389	119,441	1,377	28,296	3,984	50,785	67,186	46,866
年度	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988
人数	48,404	77,252	48,339	10,213	12,400	56,286	43,231	52,410	31,969	9,371	201	163	332
年度	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
人数	213	256	110	176	130	151	166	111	147	170	167	142	180
年度	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008						
人数	333	145	139	151	155	12,874	50						

* 年度で集計している。

* 1963年度から1965年度までは、「違法な職員組合活動」の区分での集計をしていない。

公務員の争議行為の事例

事案	概要（目的・手法等）
全通東京中郵事件（昭 33. 3） （最判昭和 41 年 10 月 26 日）	全通労組役員らが、 <u>春闘</u> において、東京中央郵便局員に対し、 <u>勤務時間内に行われる職場大会に参加するよう説得</u> 。（当該行為が、郵便法上の郵便物不取扱い罪にとわれた。）
全通名古屋中郵事件（昭 33. 3） （最判昭和 52 年 5 月 4 日）	<u>春闘</u> における公労協の統一行動に際し、 <u>勤務時間内食い込み 2 時間の職場大会による闘争を実施</u> 。職員に対する大会参加呼びかけ等が教唆等に問われた。
全農林警職法事件（昭 33. 11） （最判昭和 48 年 4 月 25 日）	<u>警職法改正に反対する統一行動の一環として</u> 、農林省庁舎入口に人垣を築いて <u>ピケットを張り</u> 、また、 <u>勤務時間内 2 時間を目標として開催される職場大会への参加を懲</u> <u>憑</u> 。
岩教組学力テスト事件（昭 36. 10） （最判昭和 51 年 5 月 21 日）	岩手県下の全中学校の 2・3 年生を対象とした <u>一斉学力調査について</u> 、岩手県教員組合が <u>反対して阻止闘争を実施</u> 。委員長等役員が、当日の <u>一斉休暇届の提出、平常授業の強行、調査実施の阻止</u> を内容とする闘争指令を发出等して、 <u>争議行為をそそのかし等</u> 。また、テスト会場に通ずる <u>道路でテスト立会人の進路を遮断（ピケットイング）</u> 。
長崎県職組事件（昭 41. 10） （最判平成元年 9 月 28 日）	長崎県職員組合が、 <u>人勧完全実施等を要求し</u> 、始業時より約 1 時間の <u>一斉職場放棄等の争議行為を実施</u> 。
懲戒処分取消請求事件（昭 42. 12） （最判平成元年 4 月 25 日）	<u>病院職員 226 名を減員するなどの支出節減項目等を含む北九州市の病院事業及び水道事業に関する財政再建計画に反対し</u> 、その撤回を求めて、市の <u>一般行政職員の約一時間の職場放棄及び私立病院の職員の 24 時間の同盟罷業を実施</u> 。
日教組スト事件（昭 49. 4） （最判平成元年 12 月 18 日）	<u>賃金の大幅引上げ・5 段階賃金粉碎、スト権奪還・処分阻止・撤回、インフレ阻止・年金・教育をはじめ国民的諸課題の要求実現を目的とする同盟罷業について</u> 、 <u>あおり行為を実施</u> 。
全農林 57 年人勧スト事件 （昭 57. 12） （最判平成 12 年 3 月 17 日）	昭和 57 年の人勧不実施について、 <u>完全実施等を要求してストライキを実施</u> 。